社会保険労務士法人 ハーモニー

/\-\-\REWS Vol.23

http://www.sr-harmony.jp/

★マイナンバー対応

来月になるといよいよ通知カードが送られてきますが 皆様ご準備はいかがでしょうか?

千葉商工会議所は9月9日「税と社会保障の共通番 号(マイナンバー)制度」への企業の対応状況に関するア ンケート結果を発表しました。

「すでに準備を始めている」と答えた企業は 11%。自 社あるいは外部委託も含めて「対応を検討している」との 回答は38%でサービス業や製造業で目立った。

一方、「まだ準備を始めていない」は 43%、「予定はな い」は8%だった。こうした企業からは他社の取組がわか らないので当社の管理体制で良いのか疑問だなどの声 が寄せられた。

※マイナンバーの対応は、社員などの大切な個人情報 を預かりますので慎重にしなくてはいけませんが、必要 以上に高機能なシステムを勧められる例があるようです。 良く検討をしてから対応をしていただきたいと思います。

★中小企業でも『健康経営』を!!

すでに大企業では「日本再興戦略」の一環として、従 業員等の健康管理を経営的な視点で考えて戦略的に 実践している企業を「健康経営銘柄」として業種毎1社、 22 社を選定・公表している。

例えば、選定企業の一つであるロート製薬では、若手 中心に結成した「健康企業・健康社員プロジェクトチー ム」の呼びかけで、社会貢献も兼ねたランニングイベント に多くの社員が参加するなど活発な活動を展開。

日本政策投資銀行(DBJ)は、独自の評価システムを基 に、従業員の健康配慮への取組みに優れた企業を評 価・選定し、その評価に応じて融資条件を設定する「健 康経営格付」を実施している。

中小企業においても『健康経営』を普及させるため「健 康経営優良企業認定制度」を創設する。具体的には、 認定企業が政策金利の優遇を受けられるようにするほか、 東京商工会議所などの協力を得るアドバイザー制度の 創設、健康経営にはどのような取組をすれば良いかをま とめたハンドブックの作成などを進める。今年度に認定 基準と審査団体を決め、2017年度スタート予定。

★勤務間インターバル規定へ

情報労連が、勤務間インターバル規制の導入に向け たガイドラインを策定した。

勤務間インターバル規制とは、勤務終了から次の勤 務開始までの間、一定の休息期間の確保を義務づける

EU諸国では、労働者の健康と安全の保護の観点から 「労働時間指令」で次のように規定されている。

- ① 24 時間につき最低 11 時間の休息を付与する
- ② 7日ごとに最低24時間の休息を付与する。

一方、日本の労働法制は一週間につき40時間、一日 につき8時間を超えて労働させてはならないとする労働 時間制限で36協定を提出すれば時間外労働をさせるこ とができると決められているが、インターバルの考え方は ない。

情報サービス産業では仕様変更による煩雑な手戻り 作業や厳しい納期、システム運用に伴う待機や時間外 呼び出しなどの業務特性から長時間労働が深刻化して きた。情報労連では、労働安全衛生面から労働時間規 制も講じる必要があると判断。

具体的には、「従業員の疲労回復や健康維持を図るた め、時間外終了時から翌日の勤務開始まで、8時間の休 憩時間を付与した後でなければ勤務させてはならない」 などの協約締結を目指す。

情報サービス産業だけでなく、他の業種でも翌日の勤 務開始までの休憩時間が少ない業種が多い、そのため 厚生労働省は、労働時間等見直しガイドラインを改正し、 新たに「勤務間インターバル制」を盛り込む方針である。

